

労働かながわ

2024 9・10・11月号
No.742

「多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」のお知らせ

県では、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組む中小企業者等を支援するため、奨励金事業を開始しております。

今年度は、奨励金の支給対象となる取組を拡充し、男性の育児休業取得を促進する取組に加えて、仕事と育児、介護及び不妊治療等の両立、外国人労働者の職場環境を整備する取組についても支援しますので、ぜひ、この機会に本奨励金をご活用ください。

【奨励金の概要】

■対象事業者

神奈川県内で事業を営む中小企業者等

■交付額

コース名	奨励金額	備 考
仕事と育児の両立コース	20万円	
仕事と介護の両立コース	40万円	
仕事と不妊治療等の両立コース	20万円	
男性の育児休業取得促進コース	20万円	育児休業取得日数が10日以上30日未満の場合
	50万円	育児休業取得日数が30日以上の場合
外国人労働者の職場環境整備コース	20万円	
	40万円	別に定める取組を追加で実施した場合

■申請期限

令和6年12月27日(金)まで

※ただし、「男性の育児休業取得促進コース」は令和7年2月24日(月)まで。

※申請の受付は先着順です。予算額に達した時点で、申請受付を終了します。

■申請方法

郵送の場合

〒105-0022 東京都港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 9階

令和6年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金事務局行

電子申請の場合

神奈川県電子申請システム (e-KANAGAWA) から申請を行ってください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74989

▶ 電子申請システム

■申請要領

詳細は県ウェブサイトをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/tayounazinzai_syoureikin/2024.html

▶ 本奨励金のウェブサイト

●問合せ先

令和6年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金事務局

☎ 050-5810-2923 (平日 8:30 から 17:15 まで)

※令和6年12月30日(月)から令和7年1月3日(金)を除く。



主な内容

- 「多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金」のお知らせ P.1
- 黒岩知事と県民との対話の広場川崎会場のご案内 P.2
- 「神奈川なでしこブランド」を募集します! P.2
- かながわサポートケア企業を募集しています! P.2
- 令和6年度後期技能検定のご案内 P.2
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P.3
- 第22回 神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2024)開催 P.3
- 障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」 P.3
- カスタマーハラスメントを受けていませんか? P.4
- 第74期 神奈川県労働大学講座の受講生を募集します P.4
- 10月・11月は「労働相談強化期間」です P.4

黒岩知事と県民との対話の広場川崎会場のご案内

令和6年度は、様々な工夫により、障がい者雇用に取り組む企業の事例を聞き、「異次元の障がい者雇用」を目指して、どのような取組を進めたらよいか、黒岩知事と意見交換してみませんか。

日時 10月29日(火) 18:00~19:30
場所 ソリッドスクエアホール
(川崎市幸区堀川町580)



■詳細は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/kwsk/meeting.html>

●問合せ先：神奈川県川崎県民センター ☎044-549-7000



「神奈川なでしこブランド」を募集します！

県では、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定する事業に取り組んでいます。

10回目の認定となる「神奈川なでしこブランド2025」を募集しますので、ぜひご応募ください。

募集期間：7月19日(金)~9月30日(月)(必着)

詳細は募集要項をご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ ☎045-210-5867



かながわサポートケア企業を募集しています！

県では、県内企業等における仕事と介護の両立に関する取組を後押しするため、従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業等を「かながわサポートケア企業」として認証する取組を行っています。

<認証を受けるメリット>

- ・県が認証企業をPR
- ・自社の広報などに認証マークを利用可能
- ・入札参加資格における優遇措置



かながわサポートケア企業

応募書類等詳細：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>

お問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ

☎045-210-5735



～令和6年度 後期技能検定のご案内～

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

10月7日(月) から10月18日(金) 必着

神奈川県職業能力開発協会 (〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)

2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、県立東部・西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月上旬から配布

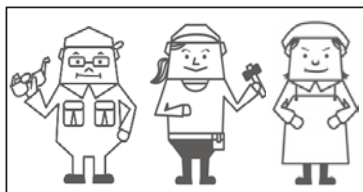
3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会：☎045-319-4586

神奈川県産業労働局労働部産業人材課：☎045-210-5720

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

講座の申込み先や、内容に関するお問合せは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 …… ☎045-363-1234
西部総合職業技術校 …… ☎0463-80-3004
東部総合職業技術校 …… ☎045-504-3101



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川

検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課
職業能力開発グループ ☎045-210-5715

中小企業のリスキングに関する相談も受け付けています。 かながわ中小企業リスキング相談窓口 … ☎045-285-0727

第22回 神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2024)開催

日ごろ培った職業技能を競い合います！

障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、第22回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2024)を開催します。ぜひ、選手の真剣な姿を会場でご覧ください。

【大会概要】

日程	① 令和6年10月5日(土) 9:00~15:00	② 令和6年10月19日(土) 9:00~15:00
会場	関東職業能力開発促進センター(ポリテクセンター関東) (横浜市旭区南希望が丘78番地)	神奈川障害者職業能力開発校 (相模原市南区桜台13-1)
競技種目	機械CAD、電子機器組立、ビルクリーニング、 表計算、喫茶サービス(5種目)	DTP、ワード・プロセッサ、ホームページ、 パソコンデータ入力、喫茶サービス、製品パッキング、 オフィスアシスタント(7種目)

※参加申込者が極めて少ない種目は、実施を取りやめることがあります。

◇問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課
☎045-360-6010 FAX 045-360-6011
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ
☎045-210-5720 FAX 045-201-6952



※詳しくは、ホームページをご覧ください。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部

アビリンピック神奈川

検索

障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」9月より県内各地で開催！

県では、障がい者雇用に関する課題や悩みを抱える企業の皆様を対象に、障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」を県内各地で開催します。

開催日	開始時間	開催場所
9月26日(木)	14時00分	横須賀市立総合福祉会館
10月2日(水)	13時30分	かながわ労働プラザまたはオンライン視聴



◆内容：障がい者雇用の経験豊富な企業による雇用事例の紹介や、それら企業を交えた参加者同士の意見交換など

■詳細は県ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/tomonihataraku/r3.html>

●問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871

カスタマーハラスメントを受けていませんか？

カスタマーハラスメント対策について

カスハラに関する特集ホームページについて

県のホームページに、国のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルや、相談窓口の情報を集約した特集ページを掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/kasuhara.html>

お問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ ☎ 045-210-5739



相談窓口について

かながわ労働センターで、労働者(従業員)の方・事業主の方、いずれもカスタマーハラスメントに関する労働相談を受け付けています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/index.html>

お問合せ先 **かながわ労働センター**

本 所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-662-6110

川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎ 044-833-3141

県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311

湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)



第74期神奈川県労働大学講座の受講生を募集します。

今期で74回目を迎える歴史と伝統を誇る講座です。

労働法や人事労務管理、人事組織課題、社会保障などの労働全般に学べます。

大学教授や各分野の第一線で活躍する専門家の講義に接する大変良い機会です。

人事労務担当者の方、管理者の研修としても、大変好評です。ぜひご参加下さい。

WEB 講義です。
(オンデマンド)
対象は、労使・県民
どなたでも!

◆WEB講座 (オンデマンド) 7月4日(木)開始、11月21日(木)までの講義日程、視聴受付は令和7年3月末まで。

ご希望の指定開始日から6か月間いつでも視聴可能です。定員はありません。

※上記期間のうち 全33回(1回ごとの聴講制度もあります)

◆受講料 55,000円(税込) (全33回分、団体・障害のある方の割引制度有)

◆修了証 全33回中23回(7割)以上出席の方は知事名の修了証を授与

◆申込・問合せ先 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 ☎ 045-633-5410

◆ホームページアドレス <https://www.zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/roudai.html>



10月・11月は労働相談強化期間

県では10・11月を「労働相談強化期間」と位置づけ、職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会、身近な駅などで開催する街頭労働相談等を実施します。

弁護士による特別労働相談会 (予約制・相談無料・秘密厳守)

日程	相談時間	会場	予約・お問い合わせ先
10月	1日(火)	13:30～16:30	かながわ労働センター湘南支所 湘南支所 0463-22-2711(代)
	8日(火)	16:30～19:30	かながわ労働センター本所 本 所 045-633-6110(代)
	10日(木)	13:30～16:30	かながわ労働センター川崎支所 川崎支所 044-833-3141
	20日(日)	13:30～16:30	かながわ労働センター本所 本 所 045-633-6110(代)
11月	8日(金)	15:00～18:00	相模大野駅南北自由通路(街頭労働相談) 県央支所 046-296-7311
	12日(火)	16:30～19:30	かながわ労働センター本所 本 所 045-633-6110(代)
	22日(金)	13:30～16:30	川崎アゼリア東広場(街頭労働相談) 川崎支所 044-833-3141
	24日(日)	13:30～16:30	かながわ労働センター本所 本 所 045-633-6110(代)

心理カウンセラー

10月29日(火)	13:30～16:30	かながわ労働センター本所	本 所 045-633-6110(代)
-----------	-------------	--------------	---------------------

街頭労働相談

駅やショッピングセンター等のスペースで街頭労働相談を行います。詳しくは労働センターのホームページをご覧ください。



夜間オンライン労働相談

日 程：10・11月の火曜日
相談時間：17:30～、18:30～(1人50分)

予約はこちらから→



「労働相談強化期間」全般に関するお問い合わせは、**かながわ労働センター(本所)**まで ☎ 045-633-6110(代)

労働委員会の動き

(令和6年4月・5月・6月)

調整事件関係

新規申請(あっせん)は0件(1件)でした。

終結(あっせん)は1件(1件)で、終結事由別にみると、打切りが1件(1件)でした。

不当労働行為事件関係

新規申立ては6件(7件)でした。

終結は5件(13件)で、終結事由別にみると、命令・決定が1件(4件)、和解・取下げが4件(9件)でした。

※括弧内は、令和6年の累計件数です。

※命令の概要は、<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/an8/roui/meirei/index.html> をご覧ください。

かながわ労働情勢 4 5 6 7 月

○主要労働団体の機関開催

■ 連合神奈川

【第423回 五役会、第396回 執行委員会】

4月23日、第423回五役会、第396回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 労働審判員学習会の開催について

【第424回 五役会、第397回 執行委員会】

5月28日、第424回五役会、第397回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第35回 中央委員会の開催について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 2024年度最低賃金の取り組み方針について
- 5 2024年度連合寄付講座の取り組みについて
- 6 2024年度「個別労働紛争解決研修」の

受講者募集について

7 青年委員会今後の活動について(幹事研修会)

8 国際連帯(韓国派遣者・関ブロ海外交流視察団派遣者)について

【第425回 五役会、第398回 執行委員会】

6月25日、第425回五役会、第398回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 第35回中央委員会の議案について(会計報告、政策要求、アピール)
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 連合神奈川「ピースウィーク」の行動について
- 5 「やどりき水源林のつどい」への参加協力について

■ 神奈川労連

【第8回 幹事会】

5月11日、第8回 幹事会を開催し、次の

ことを協議した。

- 1 24国民春闘の中間まとめ
- 2 第40回 定期大会までの方針案
- 3 能登震災のボランティアについて
- 4 米レイバーノーツ大会の参加報告

【第9回 幹事会】

6月1日、第9回 幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 全労連大会議案への意見書について
- 2 地域組織の強化のとりくみ
- 3 最低賃金改定にむけた運動の具体化
- 4 原水爆禁止世界大会への参加のとりくみ

【第10回 幹事会】

7月6日、第10回 幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 神奈川労連第40回 定期大会の運動方針案
- 2 労働組合基礎調査の集約状況
- 3 夏季一時金の回答状況
- 4 「なくすな! 保険証」のとりくみ

図書紹介



賃金の日本史

仕事と暮らしの一五〇〇年

高島正憲

吉川弘文館

古代は紙が貴重で、公文書の中には既に使用した裏紙に文書を残している場合がある。そのような裏面に残された賃金の記録などを丹念に集めてみると、意外と下級役人や労働者などの賃金情報も残されていた。奈良時代の日本最古の賃金記録から、明治時代の職人の収入まで、史料を博捜し、昔の人々の賃金の高さや、生活水準に迫る分析手法を丹念に解説する。1500年にわたる日本の賃金史を、数字とデータで読み解く。



発達障害の人が「働きやすさ」を手に入れる本

土野 陵

フォレスト出版

障害者雇用施策は着実に進展しており、現在では障害者を持つ人と一緒に働くのは当たり前のこととなっている。しかし、発達障害については周囲の人も知識が不足しており、サポートの方法がわからないばかりか、当事者も自分にはどのような障害特性があり、どのように支援を受ければよいのかわかっていないケースが多い。発達障害者向けの就労移行支援施設の代表として多くの障害者を支援してきた著者が、発達障害の人が安定就労するために不可欠なポイントをあますところなく解説した一冊。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

事業場外労働の「労働時間を算定し難いとき」とは

協同組合グロース事件(最三判令6.4.16)

最高裁第三小法廷令和6年4月16日判決 労働判例1309号5頁

事案の概要

X(1審原告、被控訴人、被上告人)は、平成28年9月頃、外国人の技能実習に係る監理団体であるY(協同組合グロース。1審被告、控訴人、上告人)に雇用され、指導員として勤務し、30年10月末にYを退職しました。

Xは、Yでの在職中、自らが担当する九州地方各地の実習実施者に対し月2回以上の訪問指導を行うほか、技能実習生のために、来日時等の送迎、日常生活指導や急なトラブルの際の通訳を行うなどの業務(以下、「本件業務」)に従事していました。Xは、本件業務に関し、実習実施者等への訪問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理していました。また、Xは、Yから携帯電話を貸与されていましたが、これを用いて随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることはありませんでした。

Xの就業時間は午前9時から午後6時まで、休憩時間は正午から午後1時までと定められてはいましたが、Xが実際に休憩していた時間は就業日ごとに区々でした。また、Xは、タイムカードを用いた労働時間の管理を受けておらず、自らの判断により直行直帰することもできました。Xは、月末に、就業日ごとの始業時刻、終業時刻及び休憩時間のほか、訪問先、訪問時刻及びおおよその業務内容等を記入した業務日報をYに提出し、その確認を受けていました。本件は、XがYに対し、在職中の時間外労働等の割増賃金の支払いを求めた事案です。

Yは、Xが事業場外で従事した本件業務は、労基法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるため、Xは所定労働時間労働したものとみなされるなどと主張しました。第1審(熊本地判令4.5.17)及び控訴審(福岡高判令4.11.10)は、XがYに対し、月末に提出していた業務日報の存在をもって「労働時間を算定し難いとき」には当たらないとし、割増賃金の請求を一部認容しました。これを不服としてYが上告しました。

判旨

(原判決破棄、差戻)

本件業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等、多岐にわたるものであった。また、Xは、本件業務に関し、訪問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものといえ、随時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかったものである。

このような事情の下で、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、Xが担当する実習実施者や1か月当たりの訪問指導の頻度等が定まっていた

としても、Yにおいて、Xの事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難い。

しかるところ、原審は、XがYに提出していた業務日報に関し、①その記載内容につき実習実施者等への確認が可能であること、②Y自身が業務日報の正確性を前提に時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったことを指摘した上で、その正確性が担保されていたなどと評価し、もって本件業務につき本件規定の適用を否定したものである。

しかしながら、上記①については、単に業務の相手方に対して問い合わせるなどの方法を探り得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等に確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかでない。上記②についても、Yは、本件規定を適用せず残業手当を支払ったのは、業務日報の記載のみによらずにXの労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張しており、この主張の当否を検討しなければYが業務日報の正確性を前提としていたともいえない上、Yが一定の場合に残業手当を支払っていた事実のみをもって、業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない。

以上によれば、原審は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとしたものであり、このような原審の判断には、本件規定の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

解説

本件は、労基法38条の2の事業場外労働について争われた事案です。先例としては、阪急トラベルサポート事件(最2小判平26・1・24)があります。阪急トラベルサポート事件では、派遣添乗員の労働時間の把握につき、内容の正確性を確認し得る添乗日報によって業務の遂行の状況等につき詳細な報告を受けるものとされていたこと、添乗に際して交通遅延等が生じれば、貸与した携帯電話で指示を受ける体制となっていたこと等から、「労働時間を算定し難いとはいえない」とされました。

本件の1審及び控訴審は、毎月、Xが作成する業務日報の記載内容は、実習実施者に問い合わせるなどすれば、労働時間を算定し得る等として、Xの請求を認容していましたが、最高裁は業務日報の正確性を担保しうる具体的な事情を検討すべきとして、控訴審に差し戻ししています。Xは比較的、自由な勤務態様で事業場外で本件業務に従事しており、Yはタイムカードなどでの労働時間の把握を行っていませんでした。事業場外労働握については、始業、終業時刻、休憩など、業務従事の様子が使用者において把握できるかどうかの問題となります。差戻審の判断が待たれます。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 私は、2020年1月15日から12月31日までA社に契約社員として採用されました。2021年1月1日からは有期契約(6か月更新)でパートタイマーとして働いていますが、2023年1月1日にA社がB社に吸収合併されたため、雇用主がB社に変更されています。

今後は、無期労働契約への変更をしたいと考えていますが、私のようなケースの場合、変更の申し出はいつから可能となるのでしょうか。



A 2013年4月1日に施行された「改正労働契約法」により、同一の使用者との間で締結された2以上の有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換します(労働契約法第18条)。この申込みがされた場合、会社は拒否することはできません。

会社が契約途中に吸収合併されたとのことですが、合併により消滅する会社等との間で締結している労働者の労働契約は、合併後存続する会社等又は合併により設立される会社等に包括的に承継され、労働契約の内容である労働条件についても、そのまま維持されると考えられていることから、御相談者様の場合、合併により2023年1月1日から雇用主が変更されていても、2020年1月15日から開始した有期労働契約の契約期間が通算されます。

2020年1月15日以降、有期労働契約を反復更新していますので、2025年1月1日から6か月の契約を締結した場合は、通算5年を超えて雇用されることとなりますので、ここから無期転換申込権が発生し、この契約の初日から期間満了までの間に無期転換の申込みをすることができます。

無期転換の申込みをした場合、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から無期労働契約となるため、2025年7月1日の契約から無期労働契約となります。また、無期転換後の無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定め(就業規則、労働協約、個々の労働契約)がない限り、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

なお、労働基準法施行規則の改正により、2024年4月1日以降、使用者は、労働契約締結時に無期転換の申込みができることとなる契約の締結のタイミングごとに、無期転換を申込みすることができる旨と無期転換後の労働条件を労働者に明示することが義務付けられています。

厚生労働省のホームページに掲載されている次の資料も参考にしてください。

「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の概要」

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000477352.pdf>

「無期転換ルールハンドブック」

(参考URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518484.pdf>

* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-633-6110(代)

川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎ 044-833-3141

県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311

湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)

* オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談 **検索**

中央ろうきん





ろうきんイメージモデル
高梨 臨

Change!

家計見直し 借換 キャンペーン

2024年
4月1日(月)～
2025年
3月31日(月)

借換シミュレーション実施でもれなく/
500円分のQUOカード
プレゼント!

対象条件 有担保ローン・無担保ローン(マイプラン含む)の借換シミュレーションを実施された方

【留意事項】
※ホームページ上での借換シミュレーションはキャンペーン対象外となります。※キャンペーン期間中、初めての借換シミュレーションのみを対象とさせていただきます。※QUOカードはお一人様500円分までとなります。※中央ろうきん以外の金融機関からお借入れされているローンが対象となります。※その他のキャンペーンとの併用はできない場合がございます。※詳しくは(中央ろうきん)営業店までお問い合わせください。

お問い合わせ・ご相談は
〈中央ろうきん)お客様相談デスク TEL:0120-86-6956 (平日 9時～18時)

2024年7月1日現在

こくみん共済 NEWS
1424W003

いつでも、どこでも、簡単に/
**こくみん共済 coop
公式アプリ**

- ①住所を変更したい
- ②共済金の請求がしたい*
- ③契約内容を確認したい
- ④楽しく歩いて健康づくりをしたい
- ⑤世の中に役立つことができないかな
- ⑥お得な情報はないかな

※一部の共済商品、ご請求を
除きます。

すべて
アプリで
解決!

▲公式アプリは▲
こちらから



安心の保障と生活応援であなたのくらしをまえる

こくみん Life サポート

一人一人にあった
保障選びをサポート
お得・便利な
サービスが満載!

▼詳しくはこちら



約18万種類のサービスで暮らしに“よかった”をプラス!!

生活設計サポート
もしもの事前の備えや事後のフォロー、
生活全般をサポートします。

航空券・
宿泊が
お得になった

お得に
食事を
楽しめた

保障設計サポート
一人一人に寄り添った、
最適な保障設計を
サポートします。

アプリで簡単に
お手続きが可能

マイカー
共済の
見直し・
加入手続きが
できます!

気になる検診が
組合員価格で
受けられた

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから生まれた保障の生協です。
「こくみん共済 coop」は富利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

労働かながわ

令和6年9月2日発行 第742号
発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。